国立大学法人群馬大学学長選考・監察会議規則

平成16.4.1 制定

改正 平成18.4.1 平成19.4.1

平成23.4.1 平成26.4.1

平成27.4.1 令和元.9.26

令和4.4.1

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人群馬大学組織規則第12条第2項の規定に基づき、国立大学法人群馬大学学長選考・監察会議(以下「学長選考・監察会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(任 務)

- 第2条 学長選考・監察会議は、国立大学法人法(平成15年法律112号。以下「法人法」という。)第12条の規定による学長の選考及び同法第17条の規定による学長の解任の申出を行うとともに、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 学長の選考方法に関する事項
 - (2) 学長の任期に関する事項
 - (3) 学長の業務執行の状況に関する事項
 - (4) その他学長の選考及び解任に関する事項
- 2 学長選考・監察会議は、法人法第11条の2の規定による報告を受けたとき、又は学長が同法17条第2項及び第3項に規定する場合に該当するおそれがあると認めるときは、 学長に対し、職務の執行の状況について報告を求めることができる。

(組 織)

- 第3条 学長選考・監察会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 国立大学法人群馬大学経営協議会規則第3条第1項第4号に掲げる者の中から,国立大学法人群馬大学経営協議会において選出された者 4人
 - (2) 国立大学法人群馬大学教育研究評議会規則第3条第2号から第9号までに掲げる者の中から、国立大学法人群馬大学教育研究評議会において選出された者 4人 (任 期)
- 第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の 委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議 長)

- 第5条 学長選考・監察会議に議長を置き、委員の互選により定める。
- 2 議長は、学長選考・監察会議を主宰する。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。 (議事)
- 第6条 学長選考・監察会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、 議決することができない。
- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するとこ

ろによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴く ことができる。

(事 務)

第8条 学長選考・監察会議の事務は、総務部総務課において処理する。

(雑 則)

第9条 この規則に定めるもののほか、学長選考・監察会議の組織及び運営に関し必要な 事項は、学長選考・監察会議の議を経て、議長が別に定める。

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和元年9月26日から施行する。

附則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日において、旧国立大学法人群馬大学学長選考会議規則(以下「旧規定」という。)第3条第1項第1号から第3号まで規定する委員であった者で、施行日に本規定第3条第1項第1号及び第2号の規定により選出された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、旧規定による委員としての残任期間と同一の期間とする。
- 3 令和4年4月1日に新たに選出された委員の任期は1年とする。